主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人石川幸吉の上告趣意のうち、憲法三八条三項違反をいう点は、第一審判決 および原判決によれば、所論自白を補強するに足りる証拠が掲げられているから、 その前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人 の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上 告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年六月二八日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 岡 | 原 | 昌 | 男 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 小 | Ш | 信 | 雄 |
| 裁判官 | 大 | 塚 | 喜一 | 郎 |